[今野]

今野です。

[野村]

おはようございます。野村と申します。金曜日はどうもお時間ありがとうございました。

[今野]

こちらこそありがとうございました。

[野村]

そのときのいただいた文書で、後から気づいて、開示決定通知書の内容が、ちょっと僕が言ってるのと違う内容に変更されてたんで、その修正を依頼したんですけど、 その内容って聞いてます?これ指示したの誰ですかね?

[今野]

誰も指示してないです。

[野村]

でもこれね、私が書いた内容と違うんですよね。私が書いてないと違くて、ここって、僕はね、変更されたこと、今まで一度もないんです。

[今野]

9月2日にお話したときにですね。しましたよね。それで、金曜日の日も、決定した事業者の企画立案証しか出してないんですけど、出しませんでしたよね?

[野村]

ちょっとごめんなさい。9月2日のことは、昔のことなんで。まずね、金曜日の段階で、僕は、はっきり言っているはずなんですけど、「私は記憶がない」と。「記憶があるものものに基づいてやりたい」と。文書として出しているのは、具体的に、ぼくは文書開示請求として、文書として出しているわけです。そのなかにあるのは「全ての文書」なんです。あなたは「言った言わない」で終わらせようとしているけれども、それに足して、これ、本当は変更しちゃいけないところなんです。この

相手が何を請求したかというところは、ものすごく大事なところなんです。これを あなた方は改ざんしてる。

[今野]

改ざんしてるつもりはないんですけど・・・

[野村]

そういうそういうでしょうね。改ざんという言葉はね、別にしてもね、ちょっと強すぎるからね。違う言い方をするにしてもね、僕が申請した内容と、違ってます。 意図的に変えられてる。無意識に変えたものではない。

[今野]

そういうふうにお電話あったのは聞いてるんで、今ちょっと修正するように、文書 を出すように進めてますんで。

[野村]

いやそれね、あのね僕言ってるのはね、あなたがね、あなたがね9月2日とか、金曜日とか言ってるけれどもね、僕はそのとき認めてないしね。認めてないし、基本的に文書で出し証拠があるしね。文書通りにやるのが当たり前だということはね、僕は申し上げたと思うんですよ。結局、言った言わないをね。あなた方が、言った言わないで言っても、僕は記憶がないし、そんなこと言われた記憶は実際に。音声記録たどったけれどもね、それらしいものはありませんでした。

9月2日のね、やり取りで。頭から終わりまでね、1時間もかけて、なぞったけれども、そういう言及は、僕には、見つけられませんでした。ありませんでした。なおかつ僕は『全ての文書』ということを言ってる。であるならば、あなたが、そのとき「言った」と言うんであれば、それ立証責任はあなたにあります。僕は『全ての文書』でね、当初から出してるわけなんで、それはあなたがね、いや9月2日の段階で言ったというんであれば。言ったというんであればね。僕は見たけど。それは見つけられない。それでもあなたが「言った」と言うんだったらね、あなたが立証しないと駄目ですよ。

[今野]

そうですね

[野村]

それを出してください。僕がね、そういうふうに言ったというね、箇所を、抜き出 して。いいですか?

[今野]

はい。うん。

[野村]

いつ頃できます?

[今野]

今ちょっとテープ起こししてるんで。

[野村]

分かりました。じゃあそれを

[今野]

開示請求でも来てますよね?

[野村]

出てますね。

[今野]

それで多分、出そうと思ってます

[野村]

それは、でもそれは今やってることでしょうけど、あなたが、僕に対して、いや言ったということはね、もう既にね、金曜日の話なんですよ。「今起こしてる」とあなた言ってるけどもね。あなたは、2日の金曜日の段階で、そう断言するんであれば、当然あなたはどこで言ったということは、理解した上で言ってるはずなんですよ。それは、テープ起こしは、多分別の担当者がやってるんでしょうけど、その担当者が終わるのを待つまでもなく、あなたが、この部分だっていうところを・・・

[今野]

私、起こしてるんですよ。

[野村]

そう、したらなおさらそこだけ優先して、先にそこをね、拾うのは、あなただった ら簡単なことですよ、なおさらね。それを教えてくださいよ。

[今野]

はい。

[野村]

お願いします。待ってます

[今野]

はい。